

京都市告示第 3 8 7 号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例（以下「条例」という。）第4条ただし書の規定に基づき、同センターの臨時開所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日

京都市長 門川 大作

平成 2 5 年 1 2 月 2 8 日（土）午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで

平成 2 6 年 1 月 4 日（土）午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）